

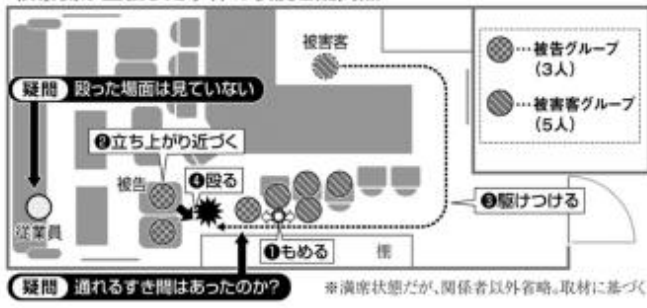
傷害事件で冤罪 証言の危うさ

けんかを仲裁したはずが犯人にされた。ラウンジ内で男性客に暴行して骨折させたとする傷害罪で在宅起訴された自動車販売・整備会社社長の男性(50)の無罪判決が2月、確定した。発生から丸3年。「誰にでも起こりそうな冤罪」(弁護士)は、なぜ男性の身に降りかかったのか。そこには絶対視されがちな被害証言に潜む危うさがあった。

(西山瑞穂、写真も)

けんか仲裁 まさか犯人扱い

検察側が主張した事件の状況と疑問点



※満席状態だが、関係者以外省略。取材に基づ



「人生が狂う人もいいる」と思う。取材後に無罪判決を受けた1月6日、大阪府内

「主文、被告人は無罪」。1月17日の大阪地裁の法廷に2度、裁判官の声が響くと、男性は目を閉じて判決理由に聞き入った。

男性が「被告人」になった契機は令和2年2月2日未明の大阪府内のラウンジ店内。出入り口近くから並ぶカウンタ1席、奥のボックス席はほぼ満席だった。

判決によると、男性の知人がカラオケ中にカウンタ1席のグループ客とけんかになり、複数人がもみ合いになったまま店外に。その後、けんかが始まる前にカウンタ1席にいたグループ客の1人が顔を骨折した状態でカウンタ1席とボックス席の間で倒れ、被害者が倒れていた場所がもとと男性がいた場所に近かったことを証拠として犯人性を主張。被害者も法廷で強い処罰感情を訴えた。

一方、弁護側は「犯行場所が見える位置にいたグループ客のメンバーや従業員による「男性が殴ったのは見えていない」という証言を重視。「物理的にも犯行は不可能」と主張した。けんかが起きたカウンタ1席の通路は、1人立つと午後8時半〜午後9時ごろまでの間に、大阪市福島区までの間に、何らかの方法で長男の頭部に衝撃を与え、全治不詳の傷害を負わせたとして、起訴されていた。

長男は一時入院したが回復し、命に別条はなかった。大阪府警が30年10月に傷害容疑で逮捕していた。

けんかを仲裁したはずが犯人にされた。ラウンジ内で男性客に暴行して骨折させたとする傷害罪で在宅起訴された自動車販売・整備会社社長の男性(50)の無罪判決が2月、確定した。発生から丸3年。「誰にでも起こりそうな冤罪」(弁護士)は、なぜ男性の身に降りかかったのか。そこには絶対視されがちな被害証言に潜む危うさがあった。

「主文、被告人は無罪」。1月17日の大阪地裁の法廷に2度、裁判官の声が響くと、男性は目を閉じて判決理由に聞き入った。

男性が「被告人」になった契機は令和2年2月2日未明の大阪府内のラウンジ店内。出入り口近くから並ぶカウンタ1席、奥のボックス席はほぼ満席だった。

判決によると、男性の知人がカラオケ中にカウンタ1席のグループ客とけんかになり、複数人がもみ合いになったまま店外に。その後、けんかが始まる前にカウンタ1席にいたグループ客の1人が顔を骨折した状態でカウンタ1席とボックス席の間で倒れ、被害者が倒れていた場所がもとと男性がいた場所に近かったことを証拠として犯人性を主張。被害者も法廷で強い処罰感情を訴えた。

一方、弁護側は「犯行場所が見える位置にいたグループ客のメンバーや従業員による「男性が殴ったのは見えていない」という証言を重視。「物理的にも犯行は不可能」と主張した。けんかが起きたカウンタ1席の通路は、1人立つと午後8時半〜午後9時ごろまでの間に、大阪市福島区までの間に、何らかの方法で長男の頭部に衝撃を与え、全治不詳の傷害を負わせたとして、起訴されていた。

長男は一時入院したが回復し、命に別条はなかった。大阪府警が30年10月に傷害容疑で逮捕していた。

「こんな証言がなくて事件になるなら、冤罪はなんぼでもあるんじゃないか。被告になる負担は大きい。人生が狂う人がいてもおかしくないのに。男性は今、こんなこわさがぬくえない」という。

被害者や自警者の証言は直接証拠として扱われ、判決を左右することも珍しく、現場に反映させるべきだと警鐘を鳴らす。

「ほとんど人の脳を通る隙間がない」(判決)。ほとどの狭さ。弁護側の再現実験では、男性が「犯行場所」まで数歩歩くと、カウンタ1席にいた被害者がそこまで駆けつけることはできなかったからだ。

判決はこうした弁護側の主張を認め、犯人を勘違いした可能性や第三者の体当たった可能性を指摘。大阪府警が2枚の写真から容疑者特定させた「面割り」手法についても「暗示性が強く不適切」と非難した。

検察側は控訴せず、無罪は確定した。だが男性の傷は小さくない。取り調べや9回の公判期日で仕事を休むたび、会社の売り上げがストップ。「時間と労力とカネ」(男性)を費やしても、そんな損失に対する国の補償は弁護士費用の一部のみとみられる。

無意識に記憶作る

さらに、当初は自信がなくても、事情聴取を受ける中などで加わった情報が無意識のうちに「記憶」を作り直し、証言について「確信度のインフレーション」が起きる。法廷では迷いなく証言するため、「追真性」があり信用できる」と評価されることも多いという。

こうした問題を踏まえ、海外では科学的知見を踏まえた聴取手法などを義務付ける国もある。被告氏は「誤った起訴や判決をなくすため、日本でも自警証言をより研究し、成果を捜査現場に反映させるべきだ」と警鐘を鳴らす。

集団予防接種時の注射器を使い回しが原因で20年以上前にB型肝炎を発症し、再発した広島の60代の男性2人が国に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、広島高裁(小池明善裁判長)は17日、請求を棄却した。1審広島地裁判決を取り消し、請求通り1人当たり1250万円と弁護士費用の支払いを命じた。

令和2年6月の1審判決は、賠償請求権が消滅する民法の「除斥期間」(20年)の起算点を最初の発症時とすべきだと判断した。だが最高裁は3年4月、同様の再発患者を巡り、除斥期間の起算点を発症時ではなく再発時とすべきだと

上旬に大阪市淀川区の十三駅近くのロッカーで回収したもった。大阪府警は死体遺棄事件として捜査。遺体を司法解剖して身元や死亡の経緯を調べている。

府警によると、遺体が目立った外傷はなかった。倉庫を整理していた従業員が液体が漏れ出ているかばんから臭気があることに気づき、かばんの中を確認して発見した。報告を受けた同僚が110番した。

乳児頭部傷害父に無罪判決

「重い暴行考えられない」 大阪地裁

生後2カ月だった長男の頭部に暴行を加え、急性硬膜下血腫などの重傷を負わせたとして、傷害罪に問われた父親の赤坂友昭被告(59)の判決公判が17日、大阪地裁で開かれ、末弘陽一裁判長は「重い暴行があったとは考えられない」と無罪を言い渡した。求刑は懲役5年だった。

父親は、長男が喉にたんを詰まらせたと思い「吐かせるため背中をたたいただけ」と説明、頭部に衝撃を与えておらず、暴行していないとして無罪を主張していた。

末弘裁判長は、診察した医師らの証言に基づき、長男には先天性の病気があったと指摘。事件当時は鼻水やせきなどの症状のほか、

心臓の筋肉にも炎症があったとし、こうした病気の症状と相まって「父親が説明するような軽微な外力による傷害が生じた可能性は否定できない」と述べた。

父親は平成29年11月13日午後8時半〜午後9時ごろまでの間に、大阪市福島区までの間に、何らかの方法で長男の頭部に衝撃を与え、全治不詳の傷害を負わせたとして、起訴されていた。

「こんな証言がなくて事件になるなら、冤罪はなんぼでもあるんじゃないか。被告になる負担は大きい。人生が狂う人がいてもおかしくないのに。男性は今、こんなこわさがぬくえない」という。

被害者や自警者の証言は直接証拠として扱われ、判決を左右することも珍しく、現場に反映させるべきだと警鐘を鳴らす。

「面割り」手法も心理学的に問題だった。二者択一にすると、記憶に合わない人物でも消去法で選んでしまふ恐れがあるからだ。

「面割り」手法も心理学的に問題だった。二者択一にすると、記憶に合わない人物でも消去法で選んでしまふ恐れがあるからだ。

「面割り」手法も心理学的に問題だった。二者択一にすると、記憶に合わない人物でも消去法で選んでしまふ恐れがあるからだ。

求人サイトで受け子募集

特殊詐欺 実行役を安定確保か

各地の警察による特殊詐欺グループの捜査過程で、グループが大手求人サイトを通じて、被害者から現金などを受ける「受け子」を集めているのを確認したことが、警察庁への取材で分かった。7都府県が今年1月末までの約1年間に、求人に応じた男女38人を逮捕した。

受け子や強盗などの犯罪の実行役を募る「闇バイト」は、交流サイト(SN S)上での募集が目立つが、求人サイトを利用することで安定して実行役を集める狙いがあったとみられる。警察庁によると、広告では架空の会社名などが使われ、「受け取り配送スタッ

フ」「現場作業系」「ハンズドキャリー」などと仕事内容が紹介されていた。高額報酬をうたったものだけでなく、「平日日中」「地域限定」「交通費支給」など働きやすさを強調するような文言もあった。

掲載があったのは、求人検索エンジン「Indeed(インディード)」や求人サイト「エンゲージ」、掲示板サイト「ジモティ」など。広告に応募するインディードの担当者は「取材に、広告の記載内容だけでは特殊詐欺グループの制の強化などに取り組んでいる」としている。

「面割り」手法も心理学的に問題だった。二者択一にすると、記憶に合わない人物でも消去法で選んでしまふ恐れがあるからだ。

「面割り」手法も心理学的に問題だった。二者択一にすると、記憶に合わない人物でも消去法で選んでしまふ恐れがあるからだ。

「面割り」手法も心理学的に問題だった。二者択一にすると、記憶に合わない人物でも消去法で選んでしまふ恐れがあるからだ。

闇バイト 政府が対策強化

首相、省庁横断の取り組み指示

政府は17日、官邸で犯罪対策関係会議を開き、交流サイト(SNS)上で強盗や特殊詐欺の実行犯を募る「闇バイト」などの緊急対策プランを決定した。各地で相次いだ広域強盗事件を受けたもので、岸田文雄首相は「国民の安心安全を暮らしを守り抜くことは政府の最大の責務だ」と述べ、省庁横断で対策に取り組むよう指示した。

岸田首相は、首謀者を含め実行グループの壊滅に向けた警察の取り組みを求めたほか、緊急対策プランとして、サイバーパトロールを通じた闇バイト情報の排除、犯行に悪用される名簿の流出防止、悪質な電話転送事業者への対策強化などを挙げた。

また、自宅にかかってくる電

通信アプリを使うよう求められるという。インディードの担当者は「取材に、広告の記載内容だけでは特殊詐欺グループの制の強化などに取り組んでいる」としている。

スもあるとしつつ、「審査基準の見直しや体制の改善に取り組む」とした。他2社も求人内容のチェック体制の強化などに取り組んでいると

起訴状によると、永田、野村両被告は家族送致された男や氏名不詳の者らと共に1月19日、大塩さん宅に宅配業者を装って侵入。隠したりパルで多数盗取したりして多発的被害者などを負わせて腕時計3本などを奪い、急性呼吸不全により死亡させたとしている。

狛江強盗致死 男2人を起訴

19歳を家族送致

東京都狛江市の住宅で1月、住人の大塩衣子さん(90)が暴行され死亡した事件で、東京地検立川支部は16日、強盗致死などの罪で金沢市の土木作業員、永田隼人容疑者(21)と、埼玉県川口市の職業不詳、野村広之容疑者(52)を起訴した。強盗致死などの容疑で男(19)を家族送致した。警視庁は強盗殺人容疑などで3人を逮捕していた。

警視庁は狛江市を含む広域強盗事件で指示役とされる人物が、フィリピンから強制送還され、特殊詐欺事件に絡む窃盗容疑で逮捕した渡辺優樹容疑者(38)ら4人に含まれるとみて調べている。

B型肝炎再発で賠償命令

広島高裁 請求通り1人1250万円

集団予防接種時の注射器を使い回しが原因で20年以上前にB型肝炎を発症し、再発した広島の60代の男性2人が国に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、広島高裁(小池明善裁判長)は17日、請求を棄却した。1審広島地裁判決を取り消し、請求通り1人当たり1250万円と弁護士費用の支払いを命じた。

令和2年6月の1審判決は、賠償請求権が消滅する民法の「除斥期間」(20年)の起算点を最初の発症時とすべきだと判断した。だが最高裁は3年4月、同様の再発患者を巡り、除斥期間の起算点を発症時ではなく再発時とすべきだと